

令和7年度みえスタディ・チェックにかかる問題作成等に関する業務仕様書

1 委託事業の名称

委託事業の名称は、「令和7年度みえスタディ・チェックにかかる問題作成等に関する業務」とする。

2 業務の目的

児童生徒が自らの学習内容の定着状況を確認し、目標を持って主体的に学習に取り組む意欲を育む。また、学習指導要領の趣旨や内容に基づき、児童生徒の学習内容の定着状況や学習状況を把握し、授業改善及び個に応じた指導の充実等、各学校が組織的かつ継続的なPDCAサイクルを確立し、児童生徒の学ぶ意欲や学力の向上のための取組を促進する。

学習指導要領を踏まえ、「知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等」に関する調査問題を作成する。

3 業務内容

(1) 問題作成に係る業務

- ・対象学年、教科ごとに小問3～4問で構成する大問1問を作成（合計 大問 15 問）
- ・対象学年、教科
 - ア 令和7年度第2回みえスタディ・チェック（令和8年2月実施）分
 - ・小学校第5学年 国語・算数
 - ・中学校第2学年 国語・数学
 - イ 令和8年度第1回みえスタディ・チェック（令和8年4月実施）分
 - ・小学校第4学年 国語・算数
 - ・小学校第5学年 国語・算数・理科
 - ・中学校第1学年 国語・数学・理科
 - ・中学校第2学年 国語・数学・理科

(2) 3（1）で作成した問題の採点資料作成に係る業務

- ・解答類型、問題の概要、出題の趣旨、学習指導要領の領域を示した資料を作成

4 履行期間

契約日より令和8年3月13日（金）まで

5 納入品

(1) 問題（Word形式）

(2) 教師用採点資料〔出題内容一覧表、解答類型〕（Word形式）

※解答類型：各設問についての正答・予想される誤答・無解答などの解答状況を分類し整理したもの。ただし、最大10種類の類型とする。

※（1）（2）ともに電子ファイルで納入

6 納入日

(1) 令和7年度第2回：令和7年9月10日（水）

(2) 令和8年度第1回：令和7年12月15日（月）

7 納入方法

(1) 納入先

- ・三重県教育委員会事務局学力向上推進プロジェクトチーム

(2) 納入方法

- ・電子データで保存した CD-R 等

8 問題等の作成について

(1) 出題内容

- ・「知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容」に関する問題で構成すること。

(2) 問題作成の体制

- ・問題は、学習指導要領における知識・技能の定着度を測るとともに、思考力・判断力・表現力等を測定できるようにすること。また、委託者の意図に沿った問題を作成すること。
- ・問題は 10 インチ程度のタブレット端末で十分視認できる文字数、レイアウトとし、小問ごとに 1 画面構成とする。ただし、国語の文学的文章を含む問題についてはこの限りではなく、それらの文章のみを別葉にする。
- ・三重県教育委員会事務局の各教科担当指導主事と連絡調整を図り、問題作成等を進めること。なお、問題作成にかかる会議、打ち合わせ等は、Web 会議システム等を用いたオンライン形式も可とする。
- ・問題に使用する著作物等の使用許諾については、受託者において適切に処理すること。

(3) 出題範囲

- ・令和 7 年度第 2 回については、当該学年 12 月までに含まれる指導事項と調査対象学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、令和 8 年度第 1 回については、調査対象学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とする。

9 校正

- ・問題の概要等決定後、3 回程度とする。(ただし、教科によって校正回数の増減あり)

10 再委託

- ・「令和 7 年度みえスタディ・チェックにかかる問題作成等に関する業務」の全部を第三者に委託することはできない。また、本業務のうち、その内容の一部を第三者に委託するときは、三重県教育委員会事務局の承諾を得なければならない。

11 所有権・著作権等

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、県教委への成果物の引渡し完了したときに、県教委に移転するものとする。

- (2) 本業務の実施に伴い発生した成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって県教委に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作者人格権を、将来に渡って行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

- (3) 受託者は、教育活動への活用のため成果物の二次利用について許諾するものとする。

- (4) 受託者は、本件著作物が他人への特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自らその責任を負担し、受託者の責任でこれに対処、解決するものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が上記イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 支払条件

受託者が完了報告書を提出し、三重県教育委員会が内容を精査し問題がないと判断した場合、別途契約書に記載されている内容で支払うこととする。

14 その他

- (1) 委託業務が完了したときは遅滞なく成果報告書とは別に業務完了報告書を提出する。
- (2) 契約締結権者は、規則第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (3) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (4) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (5) 事業全体を通して想定されるリスク（問題漏洩や問題の修正・差し替え、不成立、採点基準の不備等）を最小化するための方策を講ずるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するための体制を整えること。
- (6) 記載がない事項については、規則の定めるところによる。
- (7) この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については、三重県教育委員会と十分に協議しながら円滑に処理すること。

規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>